

## 前回（10月31日）の議論及び提出意見

### ○「固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討」に係る意見等

- ・ アンケート結果からも、施設マネジメントに対する問題意識は高いことが窺える。実際に自治体の施設マネジメントを支援する際、まず現況のデータを所有課に照会することが多いが、データの信頼性の面からも、データの一元管理は必要と思う。  
施設マネジメントのデータとして、費用対効果などを考えると「基礎情報として構造や面積」、「利用状況のようなサービス水準の情報」、「そのサービスを提供するにあたってのコスト等の情報」の3つに收れん、分類できると考えられるが、このことも検討の一助になるのではないか。
- ・ 整備目的としては、財務諸表を作成する上で必要最低限の項目を明示してはどうか。その上で、プラスして公共施設マネジメントなどの活用をするならこういう情報が必要という提示をすれば良いのではないか。
- ・ 資料の中で、整備目的を財務書類の補助簿とした場合の例示があるが、数量、面積情報、建物の構造、減価償却累計額の項目が入っていない。これらの情報は会計上の固定資産台帳に入っていても良いのではないか。
- ・ 地方公共団体には、現在、公有財産台帳が備えられているが、別に固定資産台帳を整備すると、同じ資産に対して台帳が複数できることとなる。理想は1つのデータベースとは思うが、最初から一本化して整備するのはハードルが高いため、将来的な統合も見据えて固定資産台帳の記載項目を示してはどうか。
- ・ 固定資産台帳と公有財産台帳の一元化は、理想でありものすごく壮大なテーマであるが、その検討は会計上というよりもシステム論の話と思われる。
- ・ 財源情報については、管理上の観点からしても必要と考えられる。
- ・ 規模の小さな団体は、職員が1～2人の財政部門で財務書類の整備のほかさまざまな業務を行っていかなければならない。システムを整備することを考えると、財源情報やコスト情報なども入れて整備した方が、結果的に財政部門の負担は少なくなると考えられる。
- ・ 財源情報が必要となった場合、新規取得分は確認が容易、若しくはある程度の按分で計上が可能と考えられるが、現在の基準モ

デルで未分析としたものをそのまま未分析とするかは議論が必要となると思われる。

- ・ 実務的な観点からは、固定資産台帳の記載項目については必要最小限のものとすべきではないか。その場合でも、耐用年数、取得価額、減価償却累計額、数量、延べ床面積はあった方が良い。
- ・ ③資産管理から進んだ更なる活用として、目的を公共施設マネジメントとした場合の例示があったが、この情報では足りない。工事履歴、施工者情報、部材データ、劣化状況、運営形態、業務形態、契約情報、勤務シフトなどの情報も必要。固定資産台帳で多くの情報を管理するとなると、全部メンテナンスしていかなければならない。あくまで会計情報の1つの台帳として整備すべきである。
- ・ 整備目的に更なる活用を入れると、整備・管理のハードルが高くなり、整備が進まないおそれがある。
- ・ 整備目的は財務書類の補助簿とし、記載項目については、必要と思う項目があれば、各団体で独自に追加すれば良いのではないか。

#### ○「固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討」に係る意見等

- ・ 財務諸表に計上される固定資産については、当然ながら固定資産台帳への記載が必要となる。であるならば、所有外資産についても自己所有の資産と同様に維持管理を行っている等の理由で財務諸表に計上するという基準になれば、それらも固定資産台帳への記載が必要となるのではないか。
- ・ 所有外資産を記載対象とした場合、実際に所有している資産情報が、財務書類から読み取りづらくなるおそれがある。
- ・ 所有外資産について、負担金等を支出しているものは、行政コスト計算書や資金収支計算書から把握できる。必要ならば、注記事項等で対応可能ではないか。

＜地方公共団体の規模によって、整備すべき固定資産台帳に違いを設けるべきか＞

- ・ 基本的に、地方公共団体の規模によって、整備すべき固定資産台帳に違いを設けるべきではないと考える。
- ・ 違いを設ける必要はないと考えるが、財務会計システムとの連動・非連動などで、配慮を要する可能性もあるのではないか。

- ・ 例えばリース資産は原則記載するが、規模が小さい団体は記載しなくても良いこととするなど、財務諸表の計上する種類によって規模の違いを出す、簡便にするという方法もあるのではないか。

<所有資産のうち、記載対象としなくて良いものはあるか>

- ・ 少額資産は除くべきと考えるが、少額の基準は各団体の判断に委ねて良いのではないか。
- ・ 少額資産の考え方について、開始時の残存価額ではなく取得価額で判断すべきではないか。
- ・ 開始時に償却済み又は残存価額が少額であっても、将来の更新費用の算定に必要であれば、記載対象とすべきではないか。
- ・ 一旦記載されたものは、減価償却により残存価額が少額になつても、除売却するまで記載してはどうか。

#### ○「固定資産台帳の計上単位に係る検討」に係る意見等

- ・ 道路を例にして、街灯、ガードレール等は開始時点で道路と一体として管理、開始後、更新のタイミングで個別に管理、との説明があつたが、実務的にはそのような細かい計上は可能なのか。ガードレールは個別の計上は難しいのではないか。一方で、事業用資産については、建物躯体と空調や給排水等の設備は、耐用年数が全く異なるので、区分して計上すべきと思われる。どこまでのものを細かく区分し、どこまでのものはまとめて良いとするのか、ガイドラインのようなものを出すのか検討が必要。
- ・ 建物躯体と空調や給排水等の設備を区分するというのは原則であり、譲れない部分なのだろう。グレーゾーンをどうするかは、簡便な処理をすることによって生ずるデメリットと、逆に精緻に計上することによるメリットがどれだけあるのかを見て、例えばガードレールなら事故等によりある程度の頻度で取替を行っていると考えられ、個別の計上でなくともデメリットは少ない、というような判断ができるのではないか。
- ・ 実務として、道路を路線ごとに固定資産台帳に記載するのは現在行っていないため、実際行うとなつた場合、相当の作業量となる。また、街灯、ガードレールなどは道路と一体的に管理している団体があると思われ、それを個別に計上となると、その作業を

行う専門の部署が必要というレベルになってしまふかもしない。

- ・ 例えは道路なら、路線ごとが基本だがそれが無理なら年度単位も認めるというように、るべき姿を示した上で簡便的な方法も示す、ということになるのではないか。
- ・ 現在、工作物の計上はいくら以上のもの、という基準がない中で、50万円以上のものを計上するとし、道路照明灯・反射鏡の類いはおむね50万円未満だったので、資産に計上していない経緯がある。ただ、道路照明灯・反射鏡・標識は維持管理のため担当課で全て管理している。しかし、資産という概念では管理していないため、固定資産台帳として管理することとなると相当の作業量となる。
- ・ 道路は、路線単位でガードレールやカーブミラーなど一体管理でどうか。
- ・ 実態として、附属設備の取扱いについて、過去に取得した学校や体育館などは、附属設備ごとに金額を分けることは困難と判断し、一体計上としている。附属設備の更新があった場合は、加算する形となっている。

新規に取得するものについては、できるだけ設計を分けることで、設計金額に対し落札率で按分して算出することとしている。

- ・ 実態として、事業用資産のうち建物は、電気設備、空調設備と建物を不可分一体として固定資産台帳を整備している。開始時において建物躯体と設備を分離して登録するためには、実態調査をして設備の経過年数、数量、種類を把握しなければならないが、その把握には多大な労力、費用がかかる。
- ・ 実態として、道路のガードレール等の工作物について、個々に固定資産台帳へ反映することは行っておらず、道路として一体で記載している。個々に台帳管理を行うためには、組織や執行体制の見直しを行うことが必要となると考えられる。事務負担等を考え、一体的な管理を許容すべきであると考える。
- ・ 事業用資産の工作物についても、個々に管理していない団体があると考えられ、建物と一体的な管理を許容して良いのではないか。